

令和3年第4回定例会

四 万 十 町 議 会 会 議 録

令 和 3 年 12 月 16 日（木曜日）

議 事 日 程（第4号）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第111号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第5号）
- 第3 議案第112号 令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第4 議案第113号 令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第5 議案第114号 令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第6 議案第115号 令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議案第116号 令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）
- 第8 議案第117号 令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 第9 議案第118号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）
- 第10 議案第119号 令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）
- 第11 議案第120号 令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 第12 議案第121号 令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）
- 第13 認定第1号 令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定について
- 第14 陳情第3－6号 携帯電話無線基地局の設置を求める陳情書
- 第15 発委第5号 保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書
- 第16 議員派遣の件について
- 第17 閉会中の継続審査・調査申し出について
- 追加日程第1 議案第122号 令和3年度四万十町一般会計補正予算（第6号）

〜〜〜〜〜〜〜〜〜〜

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第17まで

追加日程第1

～～～～～～～～～～～～～～～～

出席議員（15名）

1番	酒井祥成君	2番	楨野章君
3番	林健三君	4番	古谷幹夫君
5番	緒方正綱君	6番	武田秀義君
7番	吉村アツ子君	8番	下元昇君
9番	水間淳一君	10番	中屋康君
11番	岩井優之介君	12番	田邊哲夫君
14番	村井眞菜君	15番	橋本章央君
16番	味元和義君		

～～～～～～～～～～～～～～～～

欠席議員（1名）

13番	堀本伸一君
-----	-------

～～～～～～～～～～～～～～～～

説明のため出席した者

町長	中尾博憲君	副町長	森武士君
政策監	大元学君	会計管理者	清藤泰彦君
総務課長兼選挙管理委員会事務局長	熊谷敏郎君	危機管理課長	西岡健二君
企画課長	川上武史君	農林水産課長	池上康一君
にぎわい創出課長	小笹義博君	税務課長	吉岡範満君
町民課長	本山桂三君	建設課長	竹内幸喜君
健康福祉課長	長森伸一君	高齢者支援課長	三本明子君
環境水道課長	小嶋二夫君	教育長	山脇光章君
教育次長	浜田章克君	生涯学習課長	林瑞穂君
学校教育課長	岡英祐君	農業委員会事務局長	西田尚子君
農業委員会会長	太田祥一君	代表監査委員	田邊幹男君
総務課財政班長	津野博君	大正・十和診療所事務長	国澤豪人君

特別養護老人ホーム事務長

三 宮 佳 子 君

大正地域振興局

局長兼地域振興課長

北 村 耕 助 君

町民生活課長

田 邊 真 司 君

十和地域振興局

局長兼地域振興課長

富 田 努 君

町民生活課長

細 川 理 香 君

~~~~~

事 務 局 職 員 出 席 者

事 務 局 長

長谷部 卓 也 君

次

長

正 岡 静 江 君

書 記

友 永 龍 二 君

~~~~~

午前 9 時30分 開議

○議長（味元和義君） 改めまして、おはようございます。

ただいまより令和 3 年第 4 回四万十町議会定例会第 9 日目の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

本日の会議に、13番堀本伸一君から通院のための遅刻届があっております。

報告を終わります。

会議の前に、熊谷総務課長から、定例会配付資料の令和 3 年度予算書の記載について一部訂正の申出があっております。これを許可します。

総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） おはようございます。お許しをいただきましたので、予算書の資料の訂正の説明をします。

正誤表をお配りしておりますので、ご覧ください。

訂正させていただきますのは、令和 3 年度予算書のつづりです。この中の給与費明細表に誤りがありましたので、訂正をお願いします。それぞれの会計にわたっておりますので、一般会計を基に説明します。

一般会計補正予算の56ページをお開けください。

56ページの給与費明細（エ）期末手当・勤勉手当の表です。本年度、前年度、国の制度とありますが、この国の制度のところが誤っておりました。6月分、12月分それぞれの数値は正しいわけですが、支給率計の数値が誤っておりました。6月と12月を足したものでなければならなかったところ、間違っておりました。「4.300」となっておりますのが「4.450」の誤りです。なお、正誤表、下の欄が誤りとして、上の欄に訂正をお願いします。

この一般会計のほか、下水道事業特別会計補正予算を除く特別会計の補正予算並びに水道事業会計補正予算についても同じ間違いがあります。正誤表のように、それぞれのページ、訂正をお願いします。

訂正箇所の説明をしますとともに、このように多くのミスが出ましたこと、ここに深く深くおわび申し上げます。誠に申し訳ございませんでした。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

12月 8 日に第 4 回定例会の会議録署名議員として13番堀本伸一君を指名しましたが、通

院のため遅刻届が提出されておりますので、本日の会議録署名議員として、14番村井眞菜君を追加指名します。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第2、議案第111号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

この議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） それでは何点かお伺いしたいところがあります。

まず、予算説明資料2ページを開けていただくと、最初の部分です。軽自動車のワンストップサービスシステムの改修事業で、今回、新たな分が入ってきています。中身については、軽自動車を購入したときのいろんな手続がワンストップで行えるということですが、実態的に、我々、個人的に軽自動車を購入した場合、ディーラーの方に委託、お願いしていますので、詳しい中身は分かりません。

来年度、令和5年1月サービス開始となっておりますが、行政として、どんな形で仕事として入ってきているか、ちょっと不案内ですので、そういった仕事の内訳と、ワンストップサービスが導入されると、どういう形でスムーズに動くのか、その辺りのところ、全体的な動きをまずお伺いしておきたいのが一点です。

あと、予算書で何点か聞いておきたいと思います。

予算書23ページ。14節工事請負費が出ています。滞在型市民農園のインターネット設備の改修工事費で191万円が出ています。多分、東又地区にある市民型農園のインターネットの設備改修ですが、従前的に、インターネットは導入していると思うんですけど、この設備はどのような形で今後改修していくのか、新しいスタイルなのか、その辺りのところと、この改修工事で、一旦改修しておけばしばらくは使えるのかといった内容をお伺いします。

それから、27ページです。これも真ん中辺りの12節委託料で出てきていますが、養護老人ホーム措置費委託料で500万円減額になっています。その措置費委託料の中身をお伺いします。

それから、41ページ。21節、上段に書いてありますが、支障物の移転補償費と出ていま

す。道路改良工事の関係の分ですが、1,240万円という大きい金額が出ていますので、こういった支障物が移転補償になったのか、金額的な内訳も聞いておきたいなと思います。

それから、47ページの真ん中辺り、18節負担金、補助及び交付金として、文化財保護事業補助金があります。これも1,980万円が減額になっていますので、こういったところの文化財の補助金が減額されたのか、その内訳です。

最後にもう一点。次の48ページの真ん中に、12節委託料、桜マラソンのコースの桜てんぐ巣病の除去作業委託料50万円と書いています。桜マラソンコースですので、いわゆる国道沿いにある桜の箇所だと思うんです。今回、この50万円、どこの箇所を除去するのかをお伺いします。

以上の部分でお伺いします。

○議長（味元和義君） 税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） まず、軽自動車税のワンストップサービスとは何ぞやということですが、軽自動車を保有するためには多くの手続、税とか手数料の納付が必要となります。これらの手続をインターネット上で一括して行うことを可能とするのが、軽自動車税のワンストップサービスとなります。

現時点の軽自動車税のワンストップサービスについては、軽自動車検査協会に対する検査申請に係る手続や納付を対象に電子化したものとなりますが、令和5年1月からは軽自動車協会での新規検査の申請、新車新規の申請にもワンストップサービスが可能となります。これにより、紙によって行われている検査申請に係る手続や納付を、インターネット上で行えるというのがワンストップサービスとご理解いただければと思います。

そして、このワンストップサービスになることで、町としては、自動車の保有情報を一括していただけることとなります。また、行政においても納税証明の情報を提供していただけるので、納税証明書が不要となりますので、自動車保有関係の手続に必要な手間、時間が解消され、所有者が販売者等に支払う申請手数料の軽減が期待されます。

そのため、今回、補正予算で上げたものでシステムの改修を行い、令和4年にその稼働状況を確認し、令和5年1月からサービスを提供していく形になります。

以上です。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 予算書23ページ、滞在型市民農園のインターネット設備改修工事費の内容ですが、本施設については、開設当初、ONU、分配器を管理棟

1棟に設置し、そこから22戸に配線をしていたんですけども、インターネットの利用状況が増えてきております。

また、距離に応じて速度が減速することがありまして、今回の内容は、各戸にONUを設置して速度の改善を図るものです。この工事によって、この先、十分な速度が達成できると思っております。

以上です。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 予算書27ページ、養護老人ホーム措置費委託料の関係です。町外にあります養護老人ホーム3か所から退所がありました方々、それぞれの措置費委託料の積算。それから、県外ですが、新たに町内の方が入所するという事で追加もありました。その増減を計算して500万円という数字が出ております。

以上です。

○議長（味元和義君） 建設課長竹内幸喜君。

○建設課長（竹内幸喜君） 道路新設改良費の支障物件などの移転補償費1,240万円の内容ですけども、金上野見付線の改良です。高速道路の金上野の登り口近くから、高速道路に向けて入る真っすぐな道ですけども、これの改良に伴うものです。主な補償はビニールハウスの補償となります。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 47ページ文化財保護事業補助金1,980万円の減額については、当初予算で計上した十和地域の重要文化的景観の小野地区の曾我神社の修繕工事を今年度施工する予定で地元とも、文化庁とも話し合っておりましたけれども、今年度に入って、文化庁と地元との協議によって、なかなか文化庁の思いと地元の思いがかみ合わないところもありまして、令和4年度以降に改めて整備していくことになりましたので、一旦減額する措置で提案したものです。

もう一つ、次のページの12節桜てんぐ巣病の除去については、桜マラソンのコース、町道であるとか、国道であるとか、いろいろ混ざっておりますけれど、何か所というよりも何日間かかるか、当初の予定では5日ぐらいということで、高所作業車であるとか、そういう部分の見積りもしておりましたけれども、査定で若干減額になりましたので、4日間ぐらいの作業になるのかなと現在考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 10番中屋康君。

○10番（中屋康君） だんだんに伺いましたので、ほぼ了解したんですが、一、二点。

最初にお答えをいただいた分の、軽自動車のワンストップサービスシステム、十分内容は分かりました。要するに、インターネットを介して、仕事の中にそれを取り込みしたら一括していろいろ、納税証明書とか自動車の保有状況とかが申請に向けてすぐ分かるということができるという回答を今いただいたんですが。

あと、例えば軽自動車を購入する際に、検査、あるいは保管場所とか、いろいろ結構問われますよね。届けを出すのに必要な書類があるんですが、このワンストップサービスで、インターネットに入れる仕事というのは業者と納税だけの関係ですか。そういう軽自動車を購入した際の一連の仕事じゃないわけよね。そこだけもう一度させてもえたらと。私、ちょっと不安なので、申し訳ないんですが。138万8,000円で一旦インターネットでつないでおけば、ずっと稼働できるということでしょうか。その辺り、いわゆる仕事としての中身の内容、範ちゅうですので、もうちょっと詳しくお伺いします。

それから、47ページ、文化財の関係、小野地区の分です。文化庁との兼ね合い、話がうまくいっていないということですが、内容はこういった感じ、将来的には可能性があるわけですかね。今回頓挫したようですが、こういった意味合いで頓挫しているのか、将来的に、何年か先には解決して改修工事をしていくのかどうか、その辺りだけもう一回確認したいと思います。

その二点だけお願いをして、2回目の質問を終わります。

○議長（味元和義君） 税務課長吉岡範満君。

○税務課長（吉岡範満君） 自動車業者との関係については、それぞれ本人が選択する形になると思います。選択の中で、自分でやる方と、一括でやっていく方は直接やっていただいたら。車検についても、通常、業者にお願いしてやっていくと。その中での手続きがワンストップサービスで一括してできるという形に変わっていきます。

以上です。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 小野の曾我神社の内容について、もう少し詳しく経緯を説明します。

確か6月ぐらいやったと思いますけれど、文化庁の担当も見えて、現場の曾我神社で地

域の人、それから大工も含めて協議したところでした。その中で、地元としては少しでも多くを修繕、リフォームに近いような、部材も新たに改修していきたい思いがありましたが、文化庁は文化財を保存していくというスタンスですので、できるだけもともと使っていた部材を使用して、原形をとどめる形での修復を望んでいると。

補助金を出すのは文化庁ですので、そういうところも含めてもう一回見直しを図り、できるだけ補助金に合致する形で地元と調整をしているところです。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

14番村井眞菜君。

○14番（村井眞菜君） 補正予算資料3ページの旧都築邸の調査事業361万6,000円です。今後、どのような方向性でやっていこうという試みなのかと、どこに委託する予定なのかをお伺いしたいのが一点と。

予算書38ページの12節、コワーキングスペースネットワーク環境整備委託料はどのようなものであるのかと、どこに委託する予定なのかをお伺いしたいのと。今、きれいに更地になっていますけど、いつ頃の完成予定とか、だんだんとはっきりしてきているならばお伺いしておきたいなと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） まず、予算資料3ページ、旧都築邸宅厩等改修調査事業についてご説明します。

本調査は、旧都築邸の厩が、かなり老朽化が進んでおりまして、危険もあるということで、取壊しを含めて、再建するかどうか、それを活用したリフォームを行うかどうか。その前に文化財的な建物ですので、きちんとした調査を行った上で事業を進めていこうという内容になっております。文化財に知見のある方に委託する予定です。

続いて、予算書38ページ、コワーキングスペース、インターネットのネットワーク環境の整備工事ですけども、当初予算においては、備品費に含めて計上しておりましたが、コワーキングスペース内のWi-Fi環境の整備となっております。

なぜ今回このような形で別途出したかといいますと、コワーキングスペースの備品、机・椅子等に町産材を使いたいという思いがありまして、予算を増額しております。その関係で、Wi-Fi環境の整備については別途で、このような形で予算計上しました。委託先は、四万十ケーブルテレビに委託する予定となっております。

完成時期について、本体の工事は11月末で契約をしております。外構工事については、1回目の入札が不調だったということもありまして、1月上旬の入札にしておりますけども、2月末に全体が完成し、3月に備品搬入を行って、4月にオープンという予定で進めております。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

8番下元昇君。

○8番（下元昇君） それでは、二点ほどお伺いをします。

予算資料3ページの上段で、新型コロナウイルス感染症対策の経営力回復支援事業についてです。多くの事業者がもう既に申込みされて、この補助金をいただいた方から、私もお話を聞きましたが、大変喜ばれております。

今回は補正で4,000万円追加して、残り5,000万円使えるようにすると。トータルでは9,000万円ですけれども。それでお伺いしたいのは、これまでの支援事業に対する申込みの件数。それから今回の補正で4,000万円新たにつけますけれども、今までの申込みでお支払いしていない分、あるいはまた今後もあるかも分からないと見込んでの4,000万円だと思うんですけれども、申込み件数と執行件数、それとまだ執行していない件数。件数だけで結構ですので、もし分かればお伺いします。

それと、これ、いわゆる新型コロナウイルス感染症禍前の、令和元年7・8・9月に対して、本年度、令和3年7・8・9月を比較して、10%以上減収しているところへの光熱水費、燃料費なんかの補助事業ですけれども、これに申込みときに必要な書類を、ちょっと聞かれたことがあるので確認したいんですけれども。

例えば、10%以上収入が減ったというのは、計算書を見ればすぐ分かると思うんですけれども、給付する金額の決定に当たって、光熱水費と燃料費ですかね。これに申込みをするときの必要な添付書類、実質、本年度の7・8・9月の光熱水費の領収書であるとか、例えば銀行の引き落としであるとか、領収書といったもののまで必要なかどうか、ちょっと必要な書類の範囲を教えてくださいと思います。

それと、今、14番議員が質問した下段の旧都築邸の調査事業ですけれども、お伺いしていると、基本的に厩の部分も含めて、蔵とこれを文化的価値がどの程度あるかを調査して、今後、それをどう生かすかということだと思うんです。まず、この調査報告書をいつ頃までにまとめて、そこでいわゆる専門の方、あるいは執行部と協議して、歴史的に価値

があるなら残していこうということで、スケジュールも決まってくると思うんですけども、大まかなスケジュールがもし決まっておれば、お伺いしたいと思います。

その二点、お伺いします。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 予算資料の3ページ、経営力回復支援事業は、新型コロナウイルス感染症の第5波分ということで、全く対象期間は別にしております。本年度当初に上げておりましたのは、昨年12月から今年2月までの分でして、この中で光熱水費の支援であるとか、旅客輸送業、あるいは宿泊業の支援で、合計で102件の申請がありました。昨年度を対象とした分は、これで終了しております。

今回、新たに上げましたのは、今年7月に私たちも町内を回って聞き取り調査を行いましたが、新型コロナウイルス感染症の第5波ということで、飲食店等をはじめ、かなり大きな影響を受けております。それらに対する支援として、7月から9月分の光熱水費等を追加支援していくといった内容になっております。

また、必要な書類については、議員おっしゃいましたように、電力なり水道なりが発行した領収書であるとか、引き落としの状況をしっかりと確認した上で支払うようにしております。

続いて、下段の旧都築邸の厩等改修調査事業の内容ですが、大まかなスケジュール等については、今回、3月までの期間でしっかりと調査を行い、残すべきものは残す、あるいは取り壊すべきものは取壊していくといった方向性をつけなければなりません。その上で、来年度後半、当初に間に合うかはちょっと微妙なところもありますけれども、取壊し工事費を計上したいと考えております。その後の活用については、現在のところ、再建して活用するかどうか、その辺りのことは未定となっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 8番下元昇君。

○8番（下元昇君） 分かりました。今回補正の4,000万円は本年度7・8・9月で売上が10%以上減少した分に対するということで、申込みの件数はまだはっきりとは分からない、これからこういった支援事業がありますよと広報して、令和元年7・8・9月に比べて、本年度7・8・9月の売上げが10%以上減少している事業所に対して支援するという認識でいいですかね。

それと、資料に大型事業所、中型、小型と三つに分かれて、それぞれ支援の金額が違い

ます。ちょっとお伺いしたいのは、第1期の事業所は、月に160万円、3か月ですから480万円を支援する大型の事業所を二つ予定していると。多分、大型ですから、従業員がたくさんいて、電気を使う道の駅あたりかなと想定しますが、この大型の事業所二つ、もしお構いなければどういったところに支援を考えているかをお伺いします。

それから、下段の旧都築邸の資料を見たときに、これは今後とも、今ある改修した旧都築邸と、向かって右隣に隣接する昔からある蔵であるとか、さっき説明があった厩を含めてどうするかということですが、資料に活用方法を検討すると要旨で書いてありますので、これ、てっきり残していただけるものかなと、私個人的に受け取っておりましたけれども、今の担当課長の答弁を聞く範ちゅうでは、まだそれもどうか分かんないと。

取壊すところは取壊して、残すところは残すという答弁だったと思います。今は指定管理を観光協会がされておりますけれども、以前から観光協会を中心に、この都築の別邸と隣接する蔵、厩は一体としたものであって価値があると考えておりましたし、これまでも非常に歴史的に価値のある建物だからということで、都築邸の改修事業も行ってきました。今、課長の答弁があったように、厩が非常に危険な状態ですが、私どもとしては、是非とも蔵と厩と別邸と一体として残していただきたいという気持ちがありますので、そこら辺りもやはり、古くなったから壊すじゃなくて、考えていただきたい。

町長はご存じやと思うんですが、以前、駐車場から都築邸へ入るところに、立派な門がありましたよね。この門が、一旦解体したときに、事業者が高知市へ持って行って、行方が分からなくなっておったんですが、価値があるということで、わざわざ探しに行ったんです。多分その門は厩に返ってきて、保存してあると思うんですが。

だから、そういったことも含めて、やはり歴史的に非常に価値がある建物であるとか、いろんなもろもろがありますので、ただ壊すのではなくて、価値を認めて、是非とも残す方向で検討していただきたいと思うんですが、そこら辺の考え、もし町長にあればお伺いしますが、いかがでしょう。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 経営力回復支援事業の大型事業所、どういうところを想定しているのかですが、議員お見込みのとおり、道の駅等になってくるかと思います。大型の事業所となりますと、従業員を多く抱え、光熱水費をたくさん使うところになってまいります。

以上です。

○議長（味元和義君） 副町長森武士君。

○副町長（森武士君） 私からは、厩の今後の活用という視点での考え方を申し述べたいと思います。

議員おっしゃられるように、確かに本館があり、厩があり、そして蔵があるということで、半平旅館については価値があります。今回の調査によってしっかりとその辺の価値づけをしていきたいと考えております。

ただ、小笹課長から答弁しましたように、今の厩は、恐らく震度5の揺れがあれば崩壊して、その隣の蔵までも倒壊する可能性が大いにあると思います。そういう面で、来年度の後半に、一旦取壊しという方向にはかじを切りたいと思いますけども、関係者の皆様ですとか、これまでの経緯を踏まえて、是非活用という視点でのお声をたくさん聞いておりますので、まずは今回の調査結果をもって、執行部で最終的な判断をしていきたいと考えております。

繰り返しになりますけども、皆さん方の思い、関係者の思いは十分伝わっておりますので、しっかりと間違いのない対応をしていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 今質問のありました経営力回復支援事業について、現在102件ということで内容はよく分かりましたが、一番大事なことは広報、それから周知。私は知らなかったと、知っておったら申請するんやったと、そういうことのないように広報、周知が一番大事であると思います。この件についても大丈夫なのか質問したいと思います。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 広報等は、もちろん大切なことだと思っております。この事業については、商工会の定期便にチラシを入れたり、商工会の経営指導員にも手伝っていただいておりますし、また、今年度あるいは昨年度に、新型コロナウイルス感染症の状況によって補助を受けたいという申請があった方には直接送付して、こういう事業ができましたとしっかりとお知らせしていきます。また、広報やホームページへも掲載しておりますので、その他の方も見られるようになっております。

以上です。

○議長（味元和義君） 9 番水間淳一君。

○9 番（水間淳一君） 分かりました。今回の経営力回復支援事業に関わらず、こういっ

た補助事業の関係においては広報、周知が一番大事ですので、知らなかったということがないように、全関係者に必ず知っていただく、そういったことにも最大限の気配りをしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、私から質問しますが、その前に、本日も開会当初に正誤表を配られて、総務課長がおわびの挨拶もされました。私は度々この正誤表を見るにつけ、特に今回、なぜこういうミスが生じるのかが疑問です。算数です。小学生であれば、足していけば、1桁の数字ですので、分かる数字ながですね。なぜこういうことが起こり得るかという問題ですよ。パソコンですので、手書きでなし、ぱっぱと合計すれば出る数字ながですね、私に言わしゃあ。また、簡単な1桁の数字ですので、ぱっと見れば「ありゃ」と、気づくはずながですよ。それを気づかずに、2ページの正誤表、一般会計、特別会計を含めて。

単なる数字の正誤という見方をするかもしれませんが、こういうミスがなぜ起きるかということですよ。総務課長が訂正しました。本来は、これは町長がしっかりと謝るべきだと私は思うがですけども、なぜこんな単純なミスが、担当課で目通しすれば分かる数字。

私は一生懸命考えましたよ、なぜこうなる。横を足していけば、上2段は合うに下が合わない。なぜかと総務課長に聞きましたら、そのときに即答しませんでしたね、「聞いてみる」でした。だから、そういうことがなぜ起きるのかという原因ですよ。見てないがですか、担当課で。なぜこういうミスが起きるのか、その原因をちょっと聞きたい。

それで、本題に入りますが、今回の補正、歳出の主な項目は、災害復旧工事と公債費の償還が主な歳出になります。特に公債費の償還については、合併特例事業債を4億円近く繰上償還しようという内容です。

町長、様々な起債をするわけですが、合併特例事業債は1%以下の利率です。今回、合併特例事業債をあえて繰上償還する意図はどこにあるのか。私には分かりませんので、なぜ合併特例事業債を今回3億9,000万円余り繰上償還しようという計画を立てたのか。

それと併せて、毎年度会計を見ると、財政調整基金はずっと増え続けています。今回も2億円余り積立てし、今年度末には42億円から44億円に増える計画、見積りです。町長、

前にも言いましたけれども、財政調整基金を際限なく積み立てていくことが、本当に町民にとってプラスになるのかどうなのか。個人は将来を見据えて貯蓄することはあるわけですが、当然、町も財政調整基金がないよりはあったほうがいい。しかし、年度年度、余ったから財政調整基金で積立てることが本当に町民にとってプラスになるのかどうなのか、私は疑問に思っています。

町民がいろいろ要望しても「町にはお金がない、お金がない」ということで、蹴られてしまうという話も聞きます。私自身は、本町の財政は決して厳しい状況にはないと町民には言いますが、職員からはそう言われると。「町にはお金がないのでできん、できん」と言われるという見方ながです、町民サイドからすれば。しかし、しっかり財政を見ると、毎年度財政調整基金は増え、減債基金も今回は4億円余り取り崩して減ってます。借金は減っていく、貯金は増えていくということで、財政的には決して厳しくない状況にあるわけですが、この財政調整基金の基本的な考え方、住民ニーズが非常に多い中で、やはりそこに向けてある程度使っていくことが私は必要だと。高齢者が一生懸命納めた税金を積み立てることも大事でしょうが、それを還元するという見方も私はあるのではないかなと思っていますが、その点、町長から答弁を求めたい。

それと、予算書の商工費、38ページ、商店街施設地震対策推進事業補助金が860万円減額になっていますが、どういう内容か私には分かりませんので、なぜこの補助金を860万円減額したかについて説明を願いたい。

1回目の質問を終わります。

○議長（味元和義君） 総務課長熊谷敏郎君。

○総務課長兼選挙管理委員会事務局長（熊谷敏郎君） 資料の訂正をお願いしたところですが、なぜミスが起こったのかと申しますと、パソコンに頼って、合計欄にパソコンの数字を上げていたところ、そこがパソコンの集計だけでなく、手入力による合計であったため、その分、直していなかったのが原因ですが、ミスが起こったのは、やはりパソコンに頼らず、資料を一つ一つ手計算でチェックする工程が抜けていたものです。

これについては、この資料を作る人事の分野の担当課長である私、それからこの議案を提案する資料を取りまとめる部署である総務課、私の責任であるかと思います。議員のおっしゃることはもっともであるかと思います。今後、こういうことのないよう注意してまいりたいと思います。本当に申し訳ございませんでした。

○議長（味元和義君） 総務課財政班長津野博君。

○総務課財政班長（津野博君） 私からは、まず公債費の繰上償還について、なぜ合併特例債を選択したかといったご質問にお答えしますが、合併特例債ありきで選択したわけではなくて、繰上償還をするに当たって、今回は10年目の利率見直しのタイミングでした。もし利率見直しじゃないタイミングで行う場合は、保証金的な、余分にお金がかかってしまいます。今回は借入れしてから10年目を迎えた起債を選択した、手数料や保証料的なものが発生しないものです。

なお、その中で、資金には公的な国の財政融資資金と、民間資金などがありますが、合併特例債は民間の資金でして、銀行等から借入れをしております。公的資金と民間資金とで大きく違うのは、やっぱり民間資金は利率が高いのが正直なところですよ。返すのであれば利率の高い民間資金で借りた合併特例債で、近年、繰上償還を行っているほとんどは合併特例債になるんですが、なぜ合併特例債かということ、そういったプロセスを踏まえると、そこが一番有利な選択になってきます。

続いて、資料5ページの各種基金の状況の財政調整基金の部分は、令和2年度で42億円、令和3年度末見込みでは44億円ですが、この部分の積立てに関しては、議員おっしゃったとおり、決算で出た剰余金を財政調整基金に積立てを行っています。予算的に積立てをしているものではなくて、決算が出て、収支の結果、積立てを行っているものです。

ご質問の、積立てるばかりではなくて、住民に出していくことができないのかというのは、もちろん毎年予算要求の段階で必要な事業、財源的なものも含めて検討はしておりますが、どうしてもお金が足りない、必要な事業額が大きい、この年度の一般財源の金額がどうしても、この額しか見込めない、こういった財政調整基金を出してでもやる必要があるといった場合は、予算編成を行うと思いますし、町としてもそういった考えは持ち合わせております。基本は、これはちょっと予算の査定の話になってきますが、来年度末とか当初の予算であれば、来年度を見込んだ一般財源枠の中で、いかにやっていけるかというのは、査定の中で検討しておりますが、実際、どうしても必要だといったものがあれば、そのための財政調整基金でもありますので、そういったものを活用していく方向性になるかと思います。

以上です。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 私から補足といいますか、お答えしたいと思います。

まず、今朝の冒頭に配付した正誤表、議員の皆さん方に上程した議案の中に誤りがあっ

たこと、心よりおわびを申し上げたいと思います。

これも何回か田邊議員には指摘を受けておりまして、一応、現場では微に入り細に入り指導しておりますけれども、こういった校正という部分でのミスが発生しておりますこと、改めておわびを申し上げたいと思います。またこの議会が終わった後の庁議では、それぞれご指摘いただいた案件、特にこの誤りの議案の提案については、みんなでもう一回振り返りをして、対応を考えていきたいと思います。

また、財政調整基金とその運用といいますか、その考え方でご質問いただきました。当然、財政班長が申しあげました状況の中で毎年予算編成をしております。ただ、私も、田邊議員がおっしゃったように、今、本当に高齢化が進む中、そして子どもの生まれる数が少ない中で、やはり投資的な、そういった特枠的な執行の仕方もあると元来考えています。

ただ、私どもも健全な財政運営、中期的な財政見通しも含みながら編成しておりますので、やはりそういったところでは、毎年計画的に、例えば通常の予算からいくと、5%カットということも知りながらやっています。ただ、現場で当初予算を組んでも、後からの要望があっても、お金がないと議員が聞いたように、私も直接聞きました。そういったところは柔軟に対応したいと思いますけども、近年においては、道路維持の関係であったり、そういったものは増加して、予算編成をしておりますけども、まだまだ手が届かない部分があるかもしれません。

今回、ご指摘いただきましたが、確かに私も有事の場合を想定して財政調整基金を組んでいく考え方を持っておりましたけども、今の高齢化社会、あるいは少子化社会の中でやるべきことがあれば、財政調整基金の切り崩しも含めて考えていきたいと思います。将来に担保するということもありますけど、今しっかり執行して、生活されている方に恩恵を受けてもらうことも大事だと思いますので、そういった視点から、来年の当初予算も含めて編成したいと思います。

ただ、やっぱり南海トラフであるとか様々なことが想定されておりますので、そういった有事の場合ということもありますが、四十数億円になりましたので、今日、前向きなご提案をいただきましたので、そういった執行も考えて、今後も予算編成に努めていきたいと考えております。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 私からは、予算書38ページ、商店街施設地震対策推

進事業費補助金の減額についてご説明します。

高知県が街路灯の撤去や新設に補助金を創設したのをきっかけに、長年の懸案でもありました商店街の街路灯の撤去を行う事業です。当初予算では2,200万円余りの予算を組んでいましたけども、この計画で改修すべき街路灯は115基ありまして、そのうちの半分を今年度、また半分を来年度という予定で進めております。

この撤去と新設について、本年度、地元調整を行い、街路灯の専門知識がある設計業者を商工会で委託して、新設についての見直しを行ったところ、54基撤去する中で、21基新設すれば十分な光量が得られることになり、それを地元と常会と調整して設置するようになりました。当初からいきますと、新設の部分が大幅に減りまして、今回のタイミングで減額したと。

この工事は9月から実施しておりますので、大幅に変わることはない、実績に基づいて適切に減額したということです。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 答弁いただきました。

総務課長、度々申し訳ないけど、今後、謝らんような形で提案してほしいと思います。

それと、街路灯の件ですが、860万円はかなりの基数、五十何基と言うたか忘れましたが、希望は多いんじゃないでしょうか、私は分かりませんが。やっぱり私の地域も限られた基数しか設置できないということで、暗いところもあるが我慢しているわけです。もう少し地元の商工会や区長を通じてなり、希望を取ってほしかったなど。これだけお金が余るのであればですよ。お願いしたいと思います。

それと、財政調整基金の問題ですが、町長から前向きな答弁をいただいたと思うわけですが、ある程度基準を持ってもらいたい。基金は、よくこう言われますね。いつ何どき高額のお金が緊急に必要なかもしれないということで、ずっと積立てを行う基金もあるわけです。

県下的には、本町は非常に優秀な財政調整基金、積立てしている自治体だと私は思うんですよ。決してそれが駄目だとは思いませんけども、様々なニーズがあって、優先順位もありましょうし、そのことは分かるわけですけども、是非もう少し、先ほど町長が言うたように、高齢者、いつまでも本町におるわけではありません。ある程度還元してやる、また、子育てについても目標の100人が一向に達成しない現実があるわけですので、そうい

った部分に積極的にある程度投資して、町民に喜ばれるような基金の活用があつてしかるべきではないかなと、私は思いますので、どうか、来年度予算の中で。

財政調整基金を崩していないんですね、しばらく。貯める一方なのですが、私が言いたいのは。だから、ある程度は毎年度これを使って、町民に喜ばれる事業や、ソフト面を含めて実施をしてもらいたいと思います。そういう方向で検討してみればどうかについて答弁を求めたいし、街路灯については、希望はもうなかったので減額したという見方でしょうか、お答えください。

○議長（味元和義君） にぎわい創出課長小笹義博君。

○にぎわい創出課長（小笹義博君） 街路灯については、今までの経緯もありまして、電気料は常会が負担しているところです。常会ともきちんと話し合つて要望を聞いた上で設置を進めております。一部でもう要らないというところもありまして、撤去のみを行ったところもあります。その点をご理解いただければと思います。

○議長（味元和義君） 町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 今後の財政調整基金を使った施策等々をやったらどうかというご提案でした。

私も就任して、いつも言いますが8年目、2期目の最終ですけども、やはり財源をしつかり確保しながら政策を進めていこうという基本的なスタンスで就任しました。平成26年4月に就任して、その後にやはりもっと伸びのある子育て、私の公約にもありました人材育成であるとか、そういったことのためには財源を確保しなきゃなんということで、平成27年度からふるさと納税、返礼品を用いた納税に着手したところです。

結果として、今、14億6,000万円いただいていますので、私としたり、なるべくその財源を様々な部分に、当然、福祉利用であったり、子育て支援であったりといったものに使わせてもらっております。

一応、それを目安にやってきたものですから、財政調整基金は基本的には崩さないという考え方できましたけども、やはり今ご提案のあつたように、もうあんまり長く、50年も100年も生きない方がおりますので、今、様々な調査研究もしておりますので、それぞれそういった方の生活に支援ができるようなことはですね。

ただ、これも時限的に、例えば3年間であるとか、整理をしながらやっていきたいと今日改めて感じました。3月定例会の来年度の予算編成においては、選挙前ということもありますので、新規は組みにくいと思いますので、通常ですけども、新たな政策はまた補正

予算になると思いますが、その辺もまた皆さんにご理解いただいて、本当にそういった背中を押してくれるような、予算編成をせよということで、今日は本当に元気をいただきました。無駄遣いをする、大盤振る舞いをするのではなくて、貴重な財源ですので、しっかり効果が出るようにまた編成したいと思います。

私も、ただ、お金がないというのは非常に嫌いです。お金がないというよりも、執行部の査定に通らなかったということに重みがあると思います。やはり理由がしっかり整理できていなくて、なかなか編成に至らないケースは確かにあります。ですから、理由や必要性があれば、私はどんどんつけていくというスタンスでありますので、是非また職員共々、そういったところと、また振り返りの中で協議をして、今生活する皆さん方に支援ができる体制でやっていきたいと思いますので、今日は本当に前向きなご意見をいただいております。ありがとうございます。

○議長（味元和義君） 質疑の途中ですが、ただいまより10時55分まで15分間休憩します。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 私から、一点だけです。予算書47ページ、図書館・美術館費で、17節図書購入費で100万円追加計上されていますが、これに至った経過と理由。それと100万円でどんな分野の図書が増えるのか、その点についてお伺いします。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 図書館費の図書購入費100万円の理由です。町長からの報告もありましたけれど、町内の方から図書の購入に役立ててもらいたいと300万円の寄附をいただきました。それで今年度100万円、来年度100万円、その次の年度で100万円という形で、既存の図書購入費とは別枠として購入するということで、今回100万円の補正予算で上げております。

これから選書に入るわけですが、できるだけ今後の新しい文化的施設にも役立てるような内容にしていきたいと考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） 分かりました。町長の話のところ、ちょっと頭から抜けていました。当初予算で、令和2年度までは図書購入費は確か400万円でした、私の記憶では。それが令和3年度になって、文化的施設の絡みもあるがでしようけども、800万円、倍に増額されたように記憶しています。さらに別枠で300万円のうち100万円は今年度、来年度、再来年で100万円ずつということですので、大幅な図書購入費がにわかに予算計上されておるわけですが、やっぱり使い道について、選書になると思いますけども、今までと違った取組が求められるんじゃないかと思います。その点についてちょっと考えがあれば聞かせてもらいたいと思います。

○議長（味元和義君） 生涯学習課長林瑞穂君。

○生涯学習課長（林瑞穂君） 図書購入費の予算についてですが、今年度は、例年どおりの400万円で予算化しております。来年度以降については、ある一定、文化的施設を見越した形で、蔵書の充実も視野に入れた予算組みを検討していく必要がありますけれど、その中で、例えば移動図書もやっていくことになりますので、そういう部分の予算は、図書購入費としてきっちり上積みして予算化することが必要になってくると考えています。

以上です。

○議長（味元和義君） 4 番古谷幹夫君。

○4 番（古谷幹夫君） そしたら、これも私の見間違いでしたでしょうか、確か図書購入費が800万円になっていたような記憶がありましたが、申し訳ありませんでした。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第111号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第111号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第5号）を採決します。

この表決は起立により行います。

議案第111号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第111号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第3、議案第112号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、日程第4、議案第113号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第5、議案第114号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）、日程第6、議案第115号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第112号から議案第115号までの4議案を一括議題とします。

この4議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） それでは、四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算、予算書79ページ。その中で、今回、補正で医師募集サイト広告料13万7,000円が計上されておりますが、現在の医師では不足という意味で募集をかけたのか。意味が分かりませんので、この募集サイト広告料の内容について答弁を求めます。

以上です。

○議長（味元和義君） 大正・十和診療所事務長国澤豪人君。

○大正・十和診療所事務長（国澤豪人君） この医師募集サイトですが、現在、大正・十和診療所で3名の医師が欲しいわけですが、大正診療所には2名の医師がおりますが、十和診療所が1名欠員となっております。

医師募集サイトは、民間の事業所が運営されているものでして、このサイトで約3万人の医師が定期的に転職されたりしています。その中に新たにホームページを見やすい形で作って、大正・十和診療所を選んでもらいたいといったことで、広告の展開をしたいと予算計上しております。

ただ、大正診療所で予算計上したのは、実際は十和診療所に常勤医師が欲しいわけですが、大正診療所がいいという方がいらっしゃった場合に、医師が選べるような形でホームページを作りたかったもので、大正診療所の特別会計に予算計上しました。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第112号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第112号令和3年度四万十町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第112号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第112号は原案のとおり可決されました。

これより議案第113号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第113号令和3年度四万十町国民健康保険大正診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第113号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第113号は原案のとおり可決されました。

これより議案第114号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第114号令和3年度四万十町国民健康保険十和診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第114号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

これより議案第115号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第115号令和3年度四万十町大道へき地診療所特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第115号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第115号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第7、議案第116号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）、日程第8、議案第117号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、以上、議案第116号及び議案第117号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

10番中屋康君。

○10番（中屋康君） 一点だけお伺いします。議案第117号で、介護保険事業特別会計です。予算書133ページです。

歳出の欄の5、地域支援事業費の内訳として、3項包括支援事業と任意事業費が128万

8,000円の減額となっています。

地域支援事業費ですので、例えば要介護状態になったときに、できるだけ可能な限り地域で、自宅で日常生活を営めるような支援事業費ということですが、この部分は包括支援の事業なのか、任意事業費なのか、128万8,000円の内訳を聞いておきたいのと。特に家庭、家族に対する支援となろうかと思うんですが、減額に至った状況、内訳を聞いておきたいと思います。

○議長（味元和義君） 高齢者支援課長三本明子君。

○高齢者支援課長（三本明子君） 包括的支援事業・任意事業の内訳です。減額になっている分は全て包括的支援事業です。

その中身としては、会計年度任用職員の報酬や職員手当とか人件費に関わる分で、常に募集していたがなかなか、ケアマネジャーが来ないということも含めた減額。140ページにもありますが、認知症カフェの委託料で、新型コロナウイルス感染症のために活動ができなかった部分の減額などを含んでおります。

以上です。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第116号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第116号令和3年度四万十町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第116号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第116号は原案のとおり可決されました。

これより議案第117号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第117号令和3年度四万十町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第117号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第117号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第9、議案第118号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）、日程第10、議案第119号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）、以上、議案第118号及び議案第119号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第118号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第118号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム窪川荘特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第118号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第118号は原案のとおり可決さ

れました。

これより議案第119号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第119号令和3年度四万十町特別養護老人ホーム四万十荘特別会計補正予算（第3号）を採決します。

議案第119号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第119号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第11、議案第120号令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）、日程第12、議案第121号令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）、以上、議案第120号及び議案第121号の2議案を一括議題とします。

この2議案については、既に提案理由の説明が終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより議案第120号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第120号令和3年度四万十町下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第120号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第120号は原案のとおり可決されました。

これより議案第121号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第121号令和3年度四万十町水道事業会計補正予算（第2号）を採決します。

議案第121号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第121号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第13、認定第1号令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを議題とします。

この議案については、決算特別委員長から決算審査報告書が提出されておりますので、委員長にその経過及び結果の報告を求めます。

決算特別委員長緒方正綱君。

○決算特別委員長（緒方正綱君） それでは、決算特別委員会の審査報告をします。

令和3年12月16日。四万十町議会議長味元和義様。四万十町議会決算特別委員会委員長緒方正綱。

四万十町決算特別委員会審査報告書。

当委員会に付託を受けた令和2年度四万十町一般会計及び会計歳入歳出並びに令和2年度四万十町水道事業会計決算の審査経過と結果について、報告します。

審査の経過ですが、審査に当たっては、執行部から提案のあった決算書、決算資料及び監査委員提出の決算審査意見書を基に、執行部の説明と答弁を求め、5日間にわたり、慎重な審査を行いました。

審査を実施した日及び説明と答弁を求めた課等については、下の表をご覧ください。

次のページをご覧ください。

審査の結果ですが、少し長くなりますが、読み上げます。

令和2年度は、新型コロナウイルスが全国に蔓延し、多くの経済活動等が縮小、休止を余儀なくされた年度となった。

国は、「国民の命と暮らしを守る安心と希望のための総合経済対策」を閣議決定し、雇用と事業を支えながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために、大型の補正予算の編成を行った年度となった。

四万十町の普通会計決算においては、歳入総額では207億9,999万7,000円で、前年度比19.2%（33億5,178万2,000円）の増額。歳出総額では202億5,111万7,000円となり、前年度比20.3%（34億1,503万6,000円）の増額で、実質収支額は3億9,517万8,000円の黒字決算となりました。歳入では、自主財源である町税は16億1,391万9,000円で、前年度16億2,462万8,000円に比較し減となり、コロナ禍の影響が町民所得にも影響したのではと推測されます。

当年度に行った主な事業としては、家地川地域づくり推進事業、小鳩保育所整備事業、吉見川浸水対策、ICT教育推進機器導入などを実施しております。特に新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、特別定額給付金給付事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の国庫支出金の増により、歳入歳出決算総額は200億円を超える額となっております。

今後の財政運営に当たっては、歳入では地方交付税の動向や、ふるさと支援寄附金の情勢等も注視をしつつ、また歳出では老朽化施設、道路や橋梁の改修工事が見込まれることから、事業の実施については優先順位を遵守し、歳出削減に努めること。また公平、公正の観点から改善すべき事項、検討すべき事項などの意見を付して令和2年度四万十町一般会計及び各特別会計並びに水道事業の歳入歳出決算について、全員一致で認定すべきものと決定しました。

決算の内容については、報告書に記載しておりますので、お目通しください。なお、特別会計では、令和2年度からは高幡西部特別養護老人ホーム組合の解散に伴い、特別養護老人ホーム窪川荘特別会計、特別養護老人ホーム四万十荘特別会計が新たに創設されております。また、水道事業会計においては、令和2年度の決算数値は簡易水道事業と飲料水供給施設を上水道事業に統合した数値となっております。

審査の意見として、一点目、一般会計、特別会計とも収入未済が計上されているが、不

納欠損を生じさせないためにも、収入未済の段階で早めの対策に努めるべきである。また、不用額については、業務の性質上やむを得ない部分は理解するが、議決された予算についてはしっかりと執行されたい。その中で、予算計上に当たっては特に慎重な精査を行うこと。

二点目に、空き家対策等住宅政策については、移住・定住を促進するために、住宅の確保は必要不可欠である。整備に取り組んでいる中間管理住宅については、ニーズに対する必要棟数の確保が十分でない。町内の人口動態も注視しつつ、より計画的な空き家対策に努められたい。

三点目に、健康ステーション事業については、長期的な位置付けをもって計画的に取り組む必要がある。特に本庁と地域振興局との取組に温度差が生じないように、目的意識の醸成に注力すること。また、基地局を庁舎内に置くだけではなく、例えば事業所等に協力を要請し、手軽に自分の健康チェックが行える体制づくり等も検討すべきである。本事業の目的である中強度運動健康法に取り組み、壮年層の健康意識の向上あるいは定着、健康寿命の延伸や医療費並びに介護給付費の抑制を図るため、町の職員も含め、本事業の目的を再認識し、組織を挙げて普及推進に努められたい。

四点目に、福祉、介護分野等の専門職（有資格者）の配置が必要である事業では、人員配置に余裕がなく、かなり厳しい状況も確認した。採用の募集を行っても希望者がいない等、深刻な人手不足も起きております。しかし、今後もますます深刻化する高齢化社会に直面している中、人材確保対策には格段の取組を求める。

最後、五点目ですが、ネット販売推進事業については、所管課から現在に至るまでの時系列での説明も受け、一時休止に至った問題点の確認も行いました。事業を進める上で説明が不十分であり、意思疎通が図られていないことが最大の要因である。また、本事業だけに限らず、今後の各種事業補助金交付要綱については、監査委員からの指摘があったように、複数の見積りを徴する等の要件の見直しを行うべきである。

以上、五点です。

以上が決算特別委員会の審査報告であります。

○議長（味元和義君） 決算特別委員長の報告が終わりました。

これより、委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 私が聞きたいのは審査意見です。決算の内容については承知していますので、どういう審査をし、どういう審査の意見があったのかを私は注視しております。

1 番から順番に質問してみたいと思いますけれども、当然毎年度、各会計ともにどうしても収入未済は全国の自治体で、やむを得ない状況にあることは私も承知しています。私は、今までも決算特別委員会の中でもこういう問題を取り上げてきましたけれども、執行部はそれなりに一生懸命努力されたと、私自身は評価している点もあるわけですね。当然、不納欠損を出してはいけないけれども、今回、特別に早めの対策に努めるべきだと指摘しているということは、決算特別委員会の中では、まだまだ不十分だという意味があって、早めの対策に努めるべきだと書いていると思うわけです。決算特別委員会で、執行部とのやり取りの中で、もうちょっと努めるべきだと書かざるを得ない内容があったのかどうか、お伺いしたい。

それと、不用額も毎年度出るわけですが、殊さら、議決された予算についてはしっかりと執行されたいと書かれています。これは令和2年度中の各種事業の中で、やはり計上に精査が不十分であったという内容が含まれていたがゆえに、書かれたのかという点。

それと、二番目の空き家対策です。各地域に空き家対策、また中間管理住宅を建設しているわけですが、しかし、ニーズに合っていないと。まだまだ建てるべきだと書いていますが、私の地域では、確かに一時的には入るけれども、どうしてもすぐに出て行ってしまうという状況を見るにつけ、何か、一時宿泊施設という位置付けを持たれたIターンの方もおられるのではないかなという感じを私は持つわけですね。やっぱりしっかりとIターンを希望される方の面接もしながら、本当にこの人は四万十町に移住したいのかという点を、執行部内で十分精査すべきではないかなと。そういったやり取りの中で、確保が十分でないと、もっともっと住宅を建てていきなさいということなのか。

併せて、空き家ですので、なかなか町がお願いしても、簡単には貸してもらえない実情もあると思うんですね。町には、たくさん遊休地はあるわけですが、そういうところも含めて建てていくべきだという考えで書かれたのかどうなのか、検討しておるならばお伺いしたい。

以上です。

○議長（味元和義君） 決算特別委員長緒方正綱君。

○決算特別委員長（緒方正綱君） それでは、田邊議員の質問にお答えをします。

まず、収入未済の関係です。不納欠損に結びついていく要素がありますので、やはり収入未済の段階でしっかりとどめておくとか、早めの対策を取るということで、できるだけ不納欠損にならない方法を取っていくべきであるということで、収入未済額の段階でできるだけ措置を取っていただきたいということです。

それから、不用額については意見も出ました。時期的に不用額が出ることは決算特別委員会の中では認めるべきところもありますが、議会に対しては、できるだけ精査した上で、予算の段階で出していただきたいという意見でした。

それから、空き家対策については、やはりまず選定方法が意見の中で出ました。どういう選定の方法をしておるのかという質問も委員からは出てました。

それから、住宅の必要棟数については、ニーズに対して少ないのではないかという質問がありました。その中で、町内における中心市街地への人口の偏在化が顕著になっているということで、周辺部に人口を誘導する町単独の住宅整備事業を目指すという、町長の答弁もいただいております。

以上です。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 委員長から答弁いただきました。まず、収入未済から不納欠損に結び付くと、当然そういう段階があるわけですが、私が言いたいのは、私が決算特別委員のときには執行部は未済の方に連絡を取り、話をしながら、分納も含めて、それなりに努力をしてきた経過がありました。肩を持つわけじゃないですが、客観的にそういう努力をされていましたが、令和元年度までは。令和2年度に、殊さら早めの対策をと書いたのは、やっぱり十分でないという位置付けがあって書かれたのかなと思った点と。

その不用額については、当然、計上の100%の精査は執行部もできんと思うわけですね。じゃ、殊さらこう書いたのは、何か令和2年度中に、こういった事業について、あまりにも不用額が出てきたとか、そういった意味でしっかりと予算計上の折に精査すべきだと書かれたのかなと、私はそう取りましたので、そういう話合いがされたかどうか。委員長の個人的な見解を聞くつもりはありませんので、なされていないのであればしていないで結構ですが。

それと、空き家の問題です。これは令和2年度決算ですので、令和2年度中にIターン・Uターンの希望者がこれだけの数がおったけれども、残念ながらニーズに合う家なかったという結果で書かれたのかなと思うわけです、私は。現実的に令和2年度は、どう

いう状態であったから、こういう形で書いたんだというのがあれば分かるわけですが、不勉強で、令和２年度、どれだけのＩターン・Ｕターン希望者がおって、残念ながら半数近くに応えることができなかったとか、実例をお示し願えたらと質問しました。

○議長（味元和義君） 決算特別委員長緒方正綱君。

○決算特別委員長（緒方正綱君） ２回目の質問にお答えしたいと思います。

まず、収入未済ですが、別に執行部が一生懸命やっていないということではありません。なお一層の努力に努められたいという意味合いで、報告書に書いているつもりです。

それと、不用額については、別にこれといって思い入れがあってこの記載をしたわけではありません。

三点目の空き家、定住の質問ですかね。数は今ここでは把握しておりませんが、先ほど申し上げましたように、やはり希望者のニーズに対応できる棟数が少ないということです。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 空き家の問題、十分ではないと確定しているわけですね。というのは、令和２年度決算審査の中で、現実問題として、希望者に十分対応できなかったということがなければ、私は執行部に対して失礼じゃないかなと。十分ではないと断定しているのは、決算特別委員会で審査してみたら、希望者がおったのに空き家がなかったので、謝って帰ってもろたことが実際になれば、家屋が十分でないとは断定はできんのではないかなと。今の委員長はそういうお答えでしたよ。

もし、その数が分かってないのであれば、こうやって書くのは、執行部も努力されている中で、そしたらまた増やせということになるでしょう、これ、十分でないというのは。令和２年度はこうだったという実績を示した上で、こうだから十分ではないと、もっと増やすべきだという意見にしなきゃおかしいのではないかなと。私はそうと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（味元和義君） 決算特別委員長緒方正綱君。

○決算特別委員長（緒方正綱君） 今、ここでは数の把握をしてないだけで、委員会の審査の中では、やはりニーズに応えられていない、結局、必要棟数が少ないという意見がありました。この場で数値は、私も記憶がありませんので、これ以上お答えできません。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

８番下元昇君。

○８番（下元昇君） 改めてこの報告書を見た中で、一点だけお伺いしたいです。今、委員長が読み上げました決算審査報告書の最後に、私が９月定例会で一般質問したネット販売推進事業に関することですが、問題点として、やはり監査委員から指摘があったように、いろんな各種事業の補助金交付要綱には、複数の見積りを徴する等、要件の見直しを行うべきであると書かれております。

もう一点、10月29日のにぎわい創出課、建設課、危機管理課の委員会報告書に、補助金審査会のメンバーと、その中で出された課題を聞くと書かれてあります。審査会は副町長、総務課長、財政班、企画課で、単一事業者への委託ではなく組織を形成すべきとの意見があったと書かれています。この意味が妙に分かりづらいので、補足説明いただければと思いますけど。

いいですかね。その点だけです。

○議長（味元和義君） 決算特別委員長緒方正綱君。

○決算特別委員長（緒方正綱君） 下元議員にお答えというか、決算特別委員会報告書ではなくて、読み上げました決算報告書についての報告ですので、今の質問にはお答えできないかと思います。

○議長（味元和義君） ８番下元昇君。

○８番（下元昇君） 決算報告書の後に添付されている書類の一部に書かれてあったので、これ、私が一般質問でも指摘した点でもありますので、こういった意見があったのかをお聞きしただけであって。

議長、委員長に、この点の質問はできないということでしょうかね。できないのであれば取下げしますが、確認して、もしできるのであれば答弁願いたいと思います。

○議長（味元和義君） 委員長が、確認資料として渡しているものであって、委員長ができないということであれば、答弁の必要はありません。それで了承してもらいたいと思います。

ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより認定第１号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより認定第1号令和2年度四万十町各会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

この議案について、委員長報告は意見を付して認定するものです。

認定第1号を委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、認定第1号は委員長報告のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま中尾町長から議案第122号が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第4号の追加1として議題にしたいと思います。

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 異議なしと認めます。議案第122号を日程に追加し、追加日程第4号の追加1として議題とすることに決定しました。

提案書を配付しますので、暫時休憩します。

午前11時48分 休憩

午前11時53分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 追加日程第4号の追加1、議案第122号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提出者の提案理由の説明を求めます。

町長中尾博憲君。

○町長（中尾博憲君） 議案第122号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第6号）について、提案理由のご説明を申し上げます。

今回の補正内容に先立ちまして、まず国における子育て世帯への臨時特別給付についてご説明を申し上げたいと思います。

11月19日に閣議決定されました「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」におい

て、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、その影響が様々な人々に及ぶ中、子育て世帯については、我が国の子どもたちを力強く支援し、その未来を開く観点から、ゼロ歳から高校3年生までの子どもたちに、一人当たり10万円相当の給付を行うとされておりまして、その支給に当たりましては、例えば扶養親族等が配偶者と子ども2人の4人世帯の場合、児童を養育している者の年収が960万円以上の世帯を除くなど、児童手当の仕組みに準じた支給要件が設けられているところです。

また、給付の形態としては、昨日、国から追加で発出されました事務連絡において、10万円全額を先行して現金給付することも可能とされました。

このため、今回の補正内容については、支給対象者への迅速な支援並びに支給に係る事務量や経費の負担などを検討した結果、本町においては10万円を一括して現金給付する方法で予算措置をしており、歳出では3款民生費で子育て世帯への臨時特別給付金2億円を計上したほか、給付に係る事務費として、システム整備委託料など、合わせて500万円を計上しております。

また、これを賄う歳入については、国庫支出金で子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金7,414万円を国の新型コロナウイルス感染症対策予備費の措置分として計上し、不足分については普通交付税の留保分に対応することとしております。なお、この不足分については、今後、国の補正予算成立後において財源の組替えを予定しております。

以上の結果、今回の補正額は第1表歳入歳出予算補正に記載のとおり、歳入歳出それぞれ2億500万円の追加計上となり、累計予算額は歳入歳出それぞれ214億6,900万円となっております。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 一点だけ、町長、お伺いしたいのですが、非常に早々と予算を組んでいただきました。ただ、給付がいつから始まるのかという点と、高校生は保護者が申請をと国会でも議論されていましたが、これを見てもはっきり分かりませんので、本町では高校生の把握もできているのかと、960万円以下の世帯については世帯主に振り込むことになるかなと思うのですが、その点についてだけお伺いしたい。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） それでは、開始の時期と対象者の支給について説明します。

まず、開始の時期は本予算が成立しましたら、年内12月27日に支給したいと考えております。

対象者については改めて説明させてください。制度がちょっとややこしいです。児童手当の中で所得制限が設けられていて、それに準じたものとなっております。児童手当では、俗に本則給付と言いますけれども、児童手当法の中で設けられている所得制限内の方、4人世帯ですと960万円未満となります。そういう方は支給対象になると。それを超える方は、児童手当法の附則でうたわれている、俗に言う特例給付という対象者になりますけれども、その特例給付の対象者は除かれます。

それで、児童手当法の本則の給付の、令和3年9月の受給対象者となります。それから、高校生を養育している者で、なおかつ中学生以下の児童がおり、あくまでも本則の児童手当を受給している者。三点目が高校生のみを養育している世帯で、児童手当の本則給付の該当者、所得制限にかからない方。四点目が令和4年3月31日までに生まれる児童で、またこの方も児童手当の本則給付に該当する方。

分かりにくい説明だと思いますが、平たく言いますと、あくまでも高校生までの児童を養育している者で、児童手当法の所得制限に引っ掛からない方、所得制限以内の方と考えていただければよろしいかと思います。

次に、支給ですけれども、先ほど言いました10万円の現金を一括して支給と、中学生以下の子どもは年内12月27日に支給予定です。また、併せて、中学生以下の支給対象となる世帯の高校生も含まれます。児童手当を支給している中学生以下の児童がいましたら、高校生も併せて支給すると。それから、高校生のみの世帯と、公務員の児童については、来年以降の支給になります。

それで、児童手当の受給世帯は、児童手当の振込口座にこちらから振り込みます。既にお知らせを発送しておりまして、それには5万円を支給するとしてましたけれども、今回の通知の際に10万円の支給になるとお知らせしたいと考えております。

最後に、高校生のみの世帯で、児童手当を受給していない世帯は、1月以降にお知らせと申請書も併せて郵送したいと考えております。

以上です。

○議長（味元和義君） ちょっと執行部の方、だんだん答弁が、聞くほどに分らなくな

りますので、質問に対してだけの答弁を簡潔にしてください。

12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） 課長から丁寧に答弁をいただいたわけですが、要するにこういうことでしょう。4人家族で960万円と言いましたけども、世帯で、独り親も、夫婦もおる。世帯主が960万円以下であれば支給の対象になるんですよね。国会ではそう言ったと思うのですが、違うということですので、また答えてください。

要するに、世帯によって給付の仕方が違うと。児童手当をもらいゆう世帯は給付するけれども、高校生の場合は申請せないけませんよという答弁の内容ですね。長々言いましたけれども、そういうことですね。確認を取ります。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） そこは児童手当の所得要件のちょっと難しいところです。所得要件は、夫婦で共働き世帯もありますが、夫婦の合算ではありません。4人世帯で3人を扶養に取っている世帯主の場合となりますので、そこは誤解のないようにお願いしたいと思います。

児童手当の所得要件は、夫婦が共働きの場合、収入が多いほうが主たる扶養者として認定されます。その主たる扶養者の収入が960万円未満ですので、4人世帯の収入を合算するのではなくて、それぞれ計算して、多いほうの収入が960万円を超えてないことです。

○議長（味元和義君） 12番田邊哲夫君。

○12番（田邊哲夫君） いや、課長、私が言うのは、何人子どもがおろうが、何人の世帯であろうが、世帯主が、一番取りゆう方が960万円以下であれば、夫が950万円、妻が940万円取りよっても対象にはなるがですよ。世帯がどうこうということじゃないですよ。家庭の中で一番取りゆう人が960万円より下やったら、4人家族であれ、5人家族であれ、対象者はみんなもらえるがですよ。そういうことですね。言い方が余計戸惑いますので、私の質問に対して、そうか、違うかだけ答えてください。

○議長（味元和義君） 町民課長本山桂三君。

○町民課長（本山桂三君） 児童手当の場合の支給要件で、世帯主と表現されるところがらがるので、世帯主という表現ではなくて、主たる養育者ですので、世帯の中で収入の高いほうと。世帯主という表現を使うと、児童手当法の趣旨に反するので、ちょっとややこしくて、説明が不十分で申し訳ありませんでした。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより議案第122号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第122号令和3年度四万十町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

議案第122号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、議案第122号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩をします。ただいまより1時15分まで休憩します。

午後0時06分 休憩

午後1時15分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第14、陳情第3－6号携帯電話無線基地局の設置を求める陳情書を議題とします。

この陳情議案については、所管の総務常任委員会に付託し、その審査報告書が委員長より提出されておりますので、その経過及び結果の報告を求めます。

5番総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 令和3年12月16日。四万十町町議会議長味元和義様。
総務常任委員長緒方正綱。

陳情審査報告書。

本委員会に付託された請願・陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項及び第95条の規定により報告します。

受理番号、陳情第3－6号。付託年月日、令和3年12月8日。件名、携帯電話無線基地局の設置を求める陳情書。審査の結果、採択です。全員一致です。

審査経過の報告を行います。

審査経過については、担当課より現在の携帯電話会社における基地局の設置状況と計画及び実情の説明を受けた後、陳情について審査しました。

委員の意見として、携帯電話不感地の現状はよく分かるので賛成である。基地局設置について、決定権は携帯電話会社にあるが、町からも働きかけをしてもらいたいということで、審査結果、全員一致で採択です。

以上、報告いたします。

○議長（味元和義君） 総務常任委員長の報告が終わりました。

これより、総務常任委員長の報告について質疑があれば、これを許可します。

質疑はありませんか。

8 番下元昇君。

○8 番（下元昇君） 委員長から今、経過報告をいただきましたけど、四万十町内のどこに新たな基地局の陳情なのか、私ども総務常任委員以外には一切分かりませんので、どの辺りのどの地区という説明を是非していただきたいと思います。

○議長（味元和義君） 総務常任委員長緒方正綱君。

○総務常任委員長（緒方正綱君） 場所的には、大正地域の大字江師、川ノ内地区からの要望でした。

○議長（味元和義君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ほかに質疑がないようですので、これで質疑を終わります。

これより陳情第3－6号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより陳情第3－6号携帯電話無線基地局の設置を求める陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情について、委員長報告は採択です。

陳情第3－6号携帯電話無線基地局の設置を求める陳情書について、委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、陳情第3－6号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第15、発委第5号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を議題とします。

提出者の趣旨説明を求めます。

4番教育民生常任委員長古谷幹夫君。

○教育民生常任委員長（古谷幹夫君） それでは、私から提案理由の説明をします。

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書（案）についてです。

発委第5号。令和3年12月16日。四万十町議会議長味元和義様。提出者、四万十町議会教育民生常任委員長古谷幹夫です。

本町においては、現状、保育所等の職員配置、面積基準をクリアしているが、近年、ゼロ歳児から1・2歳児保育の需要が増加傾向にあり、中長期的には保育士の恒常的な不足状況が懸念されている。このため、中長期的な視点から、保育環境の改善、職員の処遇改善を求めるために、地方議会からも積極的に声を上げることが肝要であると考えます。このため、地方自治法第99条に基づき、国会に別紙意見書を提出するものです。

以上が提案の理由です。

それでは、意見書を読ませていただきます。

発委第5号。令和3年12月16日。四万十町議会議長味元和義様。提出者、教育民生常任委員長古谷幹夫。

保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書。

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により提出します。

それでは、意見書の案を朗読します。

コロナ禍でも基本的に開所が求められている保育所等の施設では、感染対策をしながら、子どもの命と健康を守り、発達を保障する保育が行われている。しかし、感染対策を徹底することで日常の業務量が増え、また、保育の営みにおいては密を避けることは困難であることなどから、職員の精神的・肉体的な負担が大きくなり、このことが保育士不足

に拍車をかけている。

コロナ禍への対応として、保育所等における密な環境を是正し、感染対策を徹底し、手厚い保育を行うためにも、保育所の施設・職員配置基準の改善が急務である。

小学校では、コロナ禍を受けて少人数学級化の全学年での実施が決まり、順次実施されている。2021年度学校基本調査によれば、公立小学校の学級当たりの平均児童数は既に22.7人になっており、今後20人前後の学級が増えると予測されるが、小学生よりも幼い乳幼児が長期間生活する保育所等の4・5歳児の配置基準（子ども30人に保育士1人）は70年以上も放置されているのはゆゆしき事態と言わざるを得ない。

コロナ禍の中で、保育環境の改善、職員の処遇改善を求める保護者、職員、地域住民の声は大きくなっており、今こそ国が責任を持って改善を進めることが求められている。

よって、国におかれては、必要な財源を確保し、以下の事項について実現されるよう、強く要望する。

記。

1. 国は保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇を、抜本的に改善すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

四万十町議会。

なお、意見書の提出先については、記載しておりますように、関係大臣ほか衆参両議院議長です。

ご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（味元和義君） 提出者の趣旨説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これより発委第5号について討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第5号保育所等の最低基準（職員配置・面積基準）と、保育士の処遇の抜本的な改善を求める意見書を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（味元和義君） 起立全員です。したがって、発委第5号は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

ただいま発委第5号が議決されました。その内容を損なうことのない範囲において、字句その他整理を要するものにつきましては、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、字句その他の整理権を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

○議長（味元和義君） 日程第16、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、議員派遣の件はお手元に配付のとおり派遣することに決定しました。

お諮りします。

ただいま議員派遣が議決されました。派遣内容を損なうことのない範囲において、その整理権を議長に委任されたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、派遣内容の整理権を議長に委任することに決定しました。

～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（味元和義君） 日程第17、閉会中の継続審査・調査の申し出についてを議題とします。

総務常任委員長から、常任委員会において審査・調査中の事件及び各常任委員長から所管事務の調査について、また議会運営委員長から所掌事務の調査事項について、会議規則第75条の規定により、お手元に配付しております申出書のとおり、閉会中の継続審査・調査の申出がっております。

お諮りします。

総務常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（味元和義君） ご異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長から、また各常任委員長と議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査・調査とすることに決定しました。

ただいまから暫時休憩をします。

午後 1 時28分 休憩

午後 1 時36分 再開

○議長（味元和義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和 3 年第 4 回四万十町議会定例会を閉会します。

午後 1 時36分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和     年     月     日

四万十町議会議長

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員

令和     年     月     日

四万十町議会議員